

「旅券法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和4年9月30日

外務省領事局旅券課

令和4年8月13日（土）から9月11日（日）まで、「旅券法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行ったところ、3件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

御協力ありがとうございました。

## 1 意見募集期間

令和4年8月13日（土）～9月11日（日）

## 2 意見数

3件

## 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>旅券法施行規則の改正概要2（1）「旅券の失効に係る例外の判断基準に係る規定の整備」については、反対する。</p> <p>旅券の失効に係る例外規定の適用については、柔軟に対応できる方が望ましいから、基準を設けない方が良い。</p>	<p>改正旅券法（令和4年法律第33号）第18条第1項第1号後段に設けられた旅券の失効に係る例外規定については、行政の恣意的運用の抑制の観点から、当該規定が明確性を含むものである必要があり、一定の例示は有効であると考えます。そのため、外国政府による外出禁止措置の実施等により、真に本人の責めに帰さない事情により在外公館に出頭する手立てがない状況にある場合等をやむをえない事情として適切に判断することとしています。</p>
2	<p>旅券に関する手続は電子上で行い、完結するようにしてほしい。また結婚・離婚などによる旅券に記載する姓の変更の扱いについては、旅券の新規申請ではなく継続更新にしてほしい。</p>	<p>一般旅券の残りの有効期間が1年未満の場合に新たな一般旅券の発給を申請する、いわゆる一般旅券の切替発給申請について、国内においては令和5年3月からマイナンバーカードを用いてマイナポータルから電子申請を行うことが可能になります。また、婚姻等により一般旅券の記載事項に変更が生じたときに有効期間満了日が現有旅券と同一かつ手数料が安価な「残存有効期間同一旅券」を申請することも令和5年3月からマイナポータルから電子申請を行うことが可能となります。</p> <p>また新規一般旅券発給申請や、婚姻等により一般旅券の記載事項に変更を生じた</p>

		<p>ときの一般旅券発給申請は、令和6年度以降は戸籍電子証明書の利用により戸籍謄本の添付省略が可能になることから、これらの手続は電子上で完結することになります。</p>
3	<p>(1) 旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備</p> <p>旅券の発給申請手続き等の電子化にかおいて暗号化、認証の手続についてはちゃんとした問題の無いものにされたい。また、これらの手続きにおいて電子メールを用いる場合には、情報セキュリティの観点から情報の取り扱いについて細心の注意を払われたい。</p>	<p>令和5年3月以降、マイナンバーカードを用いたマイナポータルを通じて国内における一般旅券の発給申請手続等の電子申請を行うことが可能となるため、公的個人認証機能、顔認証技術による写真の照合等を行い申請者の本人確認及び申請意思の確認等を行うこととしており、電子メールで申請に係る個人情報等を送付することは想定しておりません。</p> <p>今後も安全で使いやすい仕組みを実現できるよう努めて参ります。</p>